

飲食店「76頁参照」同様、物販店においても営業時間短縮などの対応を余儀なくされた。しかし、スーパーマーケットや薬局といったライフラインを担う物販店は、長期にわたる営業自粛や営業時間の短縮が難しく、今以上の感染対策も求められている。2020年5月14日に発表された「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」〔※1〕では、共用の「かこやカート」の消毒、トイレなどに設置されたハンドドライヤーの使用停止、コイントレーでの金銭授受などが推奨されている。さらに、複数の店舗が入る大型ショッピングモールなどの商業施設では、感染者や濃厚接触者のウィルストレシーサビリティ〔※2〕をテナントが管理し、全店舗に共有することなども求められている。

大型の物販店ではどのような対策をしているのだろうか。

既存の商空間を利用した新しい物販店のかたち

仕事場

風除室での水際対策は必須

大型の建物には外気の流れを緩和するために風除室が設けられている。風除室での対策はウィルスを建物内に持ち込まないためにも重要であり、多くの店舗で風除室での検温・手指消毒が行われている。なかには、風除室に可動式の手洗い器を置いている店舗もあるぞ④

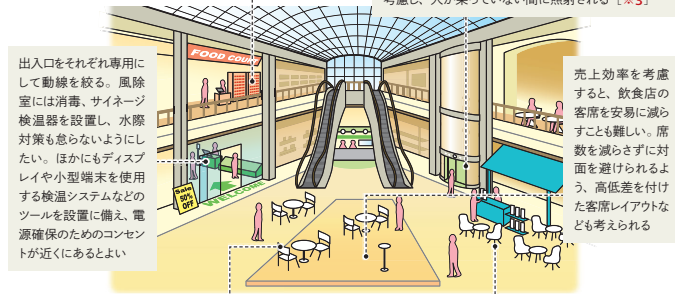


大型ショッピングモールでの感染症対策

コロナ禍でもリアル店舗が生き抜くには、オンラインショップにはない価値をアピールすることが大切だ。商業施設の企画・設計を行う船場では、今般の感染拡大に伴う緊急事態宣言を受け、新たな商業施設のあり方を提案している。安心して来店してもらえるよう、どのような対策をしているのだろうか。

フードコートでは、金銭の授受による感染リスクを下げるために非接触端末決済や食券販売機を導入するとよい

ウイルス除去効果のある紫外線を照射できる照明器具をエレベータ内で使用する計画も。人体への悪影響を考慮し、人が乗っていない間に照射される〔※3〕



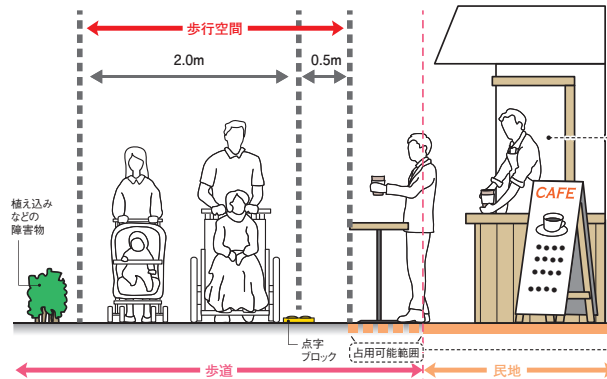
テイクアウトが可能な店舗が増えたことを受け、テイクアウトした食品を食べるためのレストスペースを増やしている施設も多い。そのような共有スペースはアトリウムなどの大空間も使用

外部空間に開いたテラス席などの需要が増えていくことを踏まえ、店舗を結ぶ通路が屋外にあるオープンモールや、公園と一体になった商業施設が増えている見込み

④船場 〔※1〕 オール日本スーパーマーケット協会、全国スーパーマーケット協会、日本小売業協会、日本ショッピングセンター協会、日本スーパーマーケット協会、日本専門店協会、日本チェーンストア協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本DIY・ホームセンター協会、日本百貨店協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本ボランティアチェーン協会 〔※2〕 ウイルスの発生源や濃厚接触者を追えること 〔※3〕 人体に影響を与えない紫外線照射技術も発表されている [83頁・100～103頁参照]

占用許可を緩和し、道路まで客席を並べて利用を増やす

国土交通省は新型コロナウイルスの影響を受けた飲食店に対し、道路占用〔※1〕の許可基準を緩和し、占用料を無料とした〔※2〕。長野県松本市では、この緩和措置を受け「街場のえんがわ作戦」と題して店舗前の道路に客席や立ち飲み用のテーブルを展開するプロジェクトに取り組んでいる。道路の一部に客席を展開することで、オープンエアによる安心感を与えたとともに通行人に店のことを知ってもらい、地元客の利用を増やす狙いだ。



道路の占用範囲は、「道路の構造または交通に著しい支障を及ぼさない場所」とされており、歩道上においては原則として幅2mの歩行空間を確保しなければならない。点字ブロックの中心から両側0.5mも占用不可である。占用範囲は各店舗の開口の範囲によって分配される

路上営業で駅周辺の土地を有効活用

岐阜県大垣市では大垣駅周辺の飲食店を対象とした「まちなかテラス」というプロジェクトに取り組んでいる。大垣市では占用料を無料にしたほか、各店舗の使用申請をワンストップ窓口化。現在21店舗に加えキッチンカー7店舗が同プロジェクトを利用している。

駅前ということもあり道幅は7mと広い。歩行量の多いところでは幅3.5m以上の歩行空間を確保しなければならないため、ここでは5mを確保した

テラス席を設けるスペースがない店舗については、地権者の許可が取れば空き店舗の前での営業を許可する

地下の店舗でも道路占用が可能なため、地上での呼び込みが功を奏し、売上が大幅に伸びた店舗もある



人口芝のマットを各店舗に配布し、その上にテラス席を設けるように大垣市がルールを設けたほか、ステッカーを配布するなど、取り組みの周知と盛り上げに知恵を絞っている



複数店舗が入るビルの場合は、共通している大垣市商店街振興組合連合会が調整する

上段：長野県松本市役所 下段：岐阜県大垣市役所 〔※1〕 通行以外の目的で道路の一部を継続的に使用すること。通常、道路を店舗の一部とするなどの商業利用は禁止されている 〔※2〕 道路維持管理への協力を前提として、2021年3月31日までの緊急緩和措置（令和2年11月10日現在）。各店舗からの申請は不可で商工会など店舗が所属する団体からの一括申請が必要